

保育所等の利用基本指数表・調整指数表・指数算定及び順位取扱表

別表 1

奈良市特定教育・保育施設等利用基本指数表

区分	認定保護者と認定子どもの状況		基本指数
保育の必要性の事由	1 就労 月当たりの就労時間（短時間勤務制度等を利用する前の契約・規則上の就労時間で判断）		
	区分	月平均必要量（単位は時間：h）	
	(1) 就労中	160h以上（それに見合う収入があること）	100
		150h以上160h未満（それに見合う収入があること）	95
		130h以上150h未満（それに見合う収入があること）	90
		120h以上130h未満（それに見合う収入があること）	85
		110h以上120h未満（それに見合う収入があること）	80
		100h以上110h未満（それに見合う収入があること）	75
		80h以上100h未満（それに見合う収入があること）	70
		70h以上80h未満（それに見合う収入があること）	65
		64h以上70h未満（それに見合う収入があること） 内職を含む	63
	(2) 就労内定者	就労先からの内定通知を提示できるもの （労働日数、時間が明確に記載された就労証明書の提出があったものは、(1)の該当指数とする。）	59
	2 妊娠中、出産後		85
	3 保護者の疾病、障がい等（医師の診断書や各障がい手帳等で確認できるもの）		
	(1) 疾病・負傷による入院（切迫早産、流産を含む）	2ヶ月以上の入院が見込まれるもの	80
		1ヶ月以上2ヶ月未満の入院が見込まれるもの	77
	(2) 疾病・負傷による1ヵ月以上の自宅療養（切迫早産、流産を含む）	常時、病臥又は安静を要するもの	79
		感染症の治療を要するもの	77
		精神性疾患の治療を要するもの （3(3)の手帳を所持しない）	76
		上記に該当しない療養を要するもの （3(3), (4)の手帳を所持しない）	70
	(3) 精神障がい (4) 心身障がい	ア 精神障害者保健福祉手帳1級を所持 第1種身体障害者手帳1級～4級を所持 療育手帳A1・A2を所持	85
		イ 精神障害者保健福祉手帳2級を所持 第2種身体障害者手帳2級～4級を所持 療育手帳B1を所持	81
		ウ 第2種身体障害者手帳5級以下を所持 精神障害者保健福祉手帳3級を所持 療育手帳B2を所持	77

別表1 (つづき)

保育の 必要性の 事由	4 同居または長期入院等している親族の常時介護・看護(教育・保育施設等を利用しない親族・医師の診断書や各障がい手帳等で確認できるもの)			
	(1)同居親族の介護・看護を常態とする時間(通院・通所・通学の介添する時間を含む)	カ	要介護5・4程度を認定されたもの 精神障害者保健福祉手帳1級を所持 第1種身体障害者手帳1級～4級を所持 療育手帳A1・A2を所持	85
		キ	要介護3・2程度を認定されたもの 精神障害者保健福祉手帳2級を所持 第2種身体障害者手帳2級～4級を所持 療育手帳B1を所持	80
		ク	要介護1程度を認定されたもの 精神障害者保健福祉手帳3級を所持 第2種身体障害者手帳5級以下を所持 療育手帳B2を所持	74
		ケ	兄弟姉妹で小児慢性疾患のもの	85
		コ	認知症のもの(認知症自立度Ⅲ以上の医師意見書)	80
	(2)障がい、要介護により施設入所している同居世帯親族の介護・看護を常態とする	サ	上記4(1)カに同じ	74
		シ	上記4(1)キに同じ	71
		ス	上記4(1)クに同じ	68
		セ	上記4(1)ケに同じ	74
		ソ	上記4(1)コに同じ	71
	(3)疾病・負傷による長期入院する親族の看護・介護(1ヶ月以上の入院を要すること)	認定保護者の16歳未満の子ども(学年齢で判断)		85
		16歳以上の同居世帯親族等、上記以外のもの		68
		16歳以上の非同居世帯1親族等(施設入所含む)		50
	(4)上記(1)～(3)以外で同居親族の介護・看護を常態としているもの			60
	5 震災、風水害、火災等の災害復旧			80
	災害復旧のボランティア活動に1ヶ月以上従事するもの			50
	6 求職活動(起業準備を含む)			
	(1)求職活動	積極的な求職活動の常態が確認できるもの		57
		求職活動を常態としているもの		55
		インターンシップ制度を利用する学生		1(1)準用
		64h未満		60
	(2)起業準備しているもの(準備内容が確認できる)			57
	7 就学(学校等、職業訓練校における職業訓練を含む。)月当たりの就学時間			1(1)準用
	64h未満			60
	8 社会的養護が必要なもの(虐待やDVのおそれがあること) 児童虐待の防止等に関する法律 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律			85
	9 その他、上記に類する状態として市が認める場合			
	(1)離婚調停申立て等により配偶者と別居しているもの			保護者状況
	(2)行方不明、拘禁等により配偶者と別居しているもの			保護者状況
(3)父母が不存在、かつ、1～8に該当しない65歳以上の保護者のもの			85	
(4)既に市外で支給認定を受け、奈良市転入後もその事由が継続しているもの			保護者状況	
(5)その他特に市長が認めるもの			保護者状況	

○就労時間は、1ヵ月を4週として判断する。

○基本指数は認定保護者ごとに最も高い指数を計上する。

○ひとり親家庭は、基本指数を+100点とする。

別表 2

優先利用と調整の指数	ひとり親家庭(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に該当するもの)	
	1 死亡・失踪・行方不明・離婚・未婚・拘禁のもの 離婚裁判又は調停中かつ別居している状態にあるもの	30
	2 生活保護世帯	
	(1)就労による自立支援につながるもの 生活保護担当課やハローワークの就労支援事業に参加しているもの等	10
	(2)上記(1)以外のもの	1
	3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（失業等給付手当を受けているもの）	10
	4 社会的養護が必要なもの(虐待やDVのおそれがあることまたは里親であること) 特別支援を要する家庭の児童の福祉に配慮しなければならないもの 配偶者からの暴力により保育が困難であると認められるもの	保護者状況
	5 産休、育児休業明けで、特定教育・保育施設等の利用を希望するもの（※1） （労働基準法、育児休業法に基づく、又は産後8週で自営業に復職する場合）	14
	6 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望するもの	(1)兄弟姉妹が既に利用(2児目以降)
		(2)兄弟姉妹が同時に利用
	7 小規模保育事業など地域型保育事業を卒園する子ども(2歳児で保育が満了する場合)	25
	8 保護者が奈良市内の認可保育施設等に保育士・看護師として勤務又勤務予定	40
	9 子ども(教育・保育施設を利用する)が障がい等を有する場合	別表1の3(3)(4)アに同じ
		別表1の3(3)(4)イに同じ
		別表1の3(3)(4)ウに同じ
	10 その他優先利用として定める事由	
	(1)企業主導型・認可外保育施設・一時預かり保育を1ヶ月64時間以上継続利用しているもの（育児休業期間、調整指数表5の該当者は除く）	3
	(2)保護者が別表1の3に該当する疾病、障がい等を有し、育児が困難である常態（基本指数表3の該当者は除く）	2
	(3)父及び母がいない世帯、かつ、認定保護者が65歳以上のもの	5
	(4)居宅内の自営業で、危険物・有害物を常時取り扱う業種であるもの	2
	11 単身赴任で就労している世帯であるもの	1
	12 異なる特定教育・保育施設を利用する兄弟姉妹の同一利用の希望	2
	13 保育の必要性の事由である就労（月64時間以上）、同居親族の介護・看護、災害復旧、就学に該当しない65歳未満の同居祖父母がいるもの	-5
	14 利用者負担金、保育料等を滞納している世帯 （分納誓約があり、6ヵ月以上履行しているものは除く）	-30
	15 利用の内定を自ら辞退したもの（内定辞退から1年間継続するものとする）	-5
	16 その他特に市長が認めるもの	保護者状況

※1 産休、育児休業期間終了後に認可保育所等申込を行ったが利用保留（不可）になり、やむを得ず企業主導型・認可外保育施設・一時預かり保育を月64時間以上継続利用しているものを含む（申込有効期間内のみ）

○転所申請は兄弟姉妹同時利用等のやむを得ない事由を除き、調整指数表1～11の加点なしとする。

項目	基本指数 (A)	調整指数(B)				小計 (A)+(B)
		1～8	9	10	11～17	
保護者1		—	—	—	—	
保護者2		—	—	—	—	
保護者世帯	—					
					指数合計	

基本指数(別表1)は認定保護者ごとに最も高い指数を計上します。

調整指数(別表2)の1～8のうち、最も高い指数を計上します。

調整指数(別表2)の9は、最も高い指数を計上します。

調整指数(別表2)の10は、(1)～(4)のうち高い指数を一つ計上します。

調整指数(別表2)の11～17は、全て重複して計上します。

○基本指数と調整指数の合計が同位の場合における、選考の指標のため順位を定める。

順位	項 目
1	社会的養護を必要とすること
2	保護者が奈良市内の認可保育施設等に保育士または看護師として勤務又勤務予定
3	ひとり親家庭であること
4	兄弟姉妹が既に同一の施設等を利用していること
5	地域型保育事業の卒園児であること
6	世帯に小学生以下の兄弟姉妹が多数いること
7	心身障がい者手帳、要介護認定者が同居世帯にいること
8	待機期間が長いこと
9	利用希望の順位が高い施設であること
10	転居による変更申請であること
11	基本指数が高いこと
12	市町村民税所得割課税額が低額なこと